

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、全ての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「地域と共に歩む社会福祉法人を目指して」

珠洲市社会福祉法人連携連絡会

連絡会の立上げ

珠洲市では、社会福祉法人格をもつ団体が、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等の介護施設を運営する長寿会、介護老人保健施設を運営する弘生福祉会の3法人です。これまでも介護保険事業所連絡会やケアマネジャー連絡会など顔を合わせるが多かったものの、一緒に連携し活動することはほとんどありませんでした。

平成30年度開催した能登北部地域共生フォーラムに参加し、他地域の法人連携活動や民生委員やボランティアの方々から地域の生活課題を聞く機会があり、珠洲市でも3法人連携の機会をしようと令和元年5月に第1回連絡会を開催しました。

まず、法人連携でできることからやってみようということになり、10月に市社協が事務局を担っている障がい者レクリエーション大会会場に相談ブースを設け、休憩時間などに健康・介護相談の対応を行いました。



市身体障がい者レクリエーション大会で長寿会・弘生福祉会のケアマネジャー等による相談窓口を設置

共通課題である“災害”を切り口に

また、3法人共通事項として、すべての法人が珠洲市と福祉避難所の協定を締結していることがわかりました。この連絡会で緊急時の避難所運営や各法人で備蓄している物品の情報共有を行っていくことなど意見があがりました。



能登半島地震で福祉避難所を運営した輪島市職員を講師に59名の参加がありました

これを機に、令和2年2月17日には「福祉避難所設置・運営の経験とその後の継続的な取組み！」というテーマで外部講師を招聘し、3法人の職員と珠洲市役所（福祉課・危機管理室）職員を対象とした学習会も開催しました。

今後、継続的に災害を切り口とした活動を協働で行っていこうと、これらのことを明記し、市にも協力体制に参加いただくため、4者による「社会福祉施設における災害時の相互応援に関する協定（仮）」締結に向け準備をすすめています。

地域とのつなぎ役に

珠洲市社会福祉協議会では、社会福祉法人と地区社協や民生委員をはじめとした地域住民とのつなぎ役としての役割を果たし、みんなで取り組む地域福祉を拡げていきたいと考えています。

【問い合わせ】（社福）珠洲市社会福祉協議会 TEL0768(82)7751

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇